

昭和二十六年法律第一百八十五号

<b>目次</b>	<b>第一章 総則</b> （第一条—第三条）
<b>第二章 自動車の登録等</b> （第四条—第三十九条） <b>（定義）</b>	<b>第三章 道路運送車両の保安基準</b> （第四十条—第四十六条） <b>第四章 道路運送車両の点検及び整備</b> （第四十七条—第五十七条の二） <b>第五章 道路運送車両の検査等</b> （第五十八条—第七十六条）
<b>第二節 設立</b> （第七十六条の九—第七十六条の十四）	<b>第三節 管理</b> （第七十六条の十五—第七十六条の二十六）
<b>第四節 業務</b> （第七十六条の二十七—第七十六条の三十二）	<b>第五節 財務及び会計</b> （第七十六条の三十三—第七十六条の三十八）
<b>第六節 監督</b> （第七十六条の三十九・第七十六条の四十四）	<b>第七節 解散</b> （第七十六条の四十一）
<b>第六章 自動車の整備事業</b> （第七十七条—第九十六条）	<b>第七章 雜則</b> （第九十七条—第一百五十五条の二）
<b>第八章 賞罰</b> （第一百六条—第一百十三三条） <b>附則</b>	<b>第六章の二 登録情報処理機関</b> （第九十六条の二—第九十六条の十四）
<b>第一條</b> （この法律の目的） <b>第二條</b> （この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。） <b>第三條</b> （この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具	<b>第六章の三 登録情報提供機関</b> （第九十六条の十五—第九十六条の十九）

で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的とし

第一章 自動車の登録等

<p>て製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。</p> <p>この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。</p> <p>この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしてないとにかくわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。</p> <p>この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。</p> <p>この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業（貨物・軽自動車運送事業を除く。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を經營する者をいう。</p> <p>この法律で「自動車」または、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）による使用済自動車をいう。</p> <p>この法律で「登録識別情報」とは、第四条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該登録している者自らが当該登録を申請していることを確認するためには、同項目に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。</p> <p>第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。</p> <p>一 第七十二条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検査証</p>	<p>て製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。</p> <p>この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。</p> <p>この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしてないとにかくわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。</p> <p>この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。</p> <p>この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業（貨物・軽自動車運送事業を除く。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を經營する者をいう。</p> <p>この法律で「自動車」または、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）による使用済自動車をいう。</p> <p>この法律で「登録識別情報」とは、第四条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該登録している者自らが当該登録を申請していることを確認するためには、同項目に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。</p> <p>第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。</p> <p>一 第七十二条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検査証</p>
<p><b>第四条</b> 自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。</p>	<p><b>第五条</b> 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>前項の規定は、自動車抵当法（昭和二十六年法律第二百八十七号）第二条但書に規定する大型特殊自動車については、適用しない。</p>
<p><b>第六条</b> 自動車の自動車登録ファイルへの登録は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて行なう。</p>	<p><b>第七条</b> 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合は、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。</p>
<p>一 車名及び型式</p>	<p>二 車台番号（車台の型式についての表示を含む。以下同じ。）</p>
<p><b>三 原動機の型式</b></p>	<p><b>三 所有者の氏名又は名称及び住所</b></p>
<p><b>四 使用の本拠の位置</b></p>	<p><b>四 取得の原因</b></p>
<p><b>五</b></p>	<p><b>六</b></p>
<p>二 國土交通大臣は、前項の申請をする者に対するし、同項目に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。</p>	<p>二 國土交通大臣は、前項の申請をする者に対する</p>

二 第七十五条第一項の規定によりその型式に  
つけて指定を受けた自動車 同条第四項の規

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう。第九十四条の五第七項において同じ。）保安基準適合証

四 第七十二条の二第一項の規定による有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもってそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書  
二 第七十五条第五項 完成検査終了証  
三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証  
四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。

## (新規登録の基準)

第八条 国土交通大臣は、前条の申請書を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新規登録をしなければならない。

一 申請者が当該自動車の所有権を有するものと認められないとき。  
二 当該自動車が新規検査を受け、保安基準に適合すると認められたもの又は有効な自動車予備検査証の交付を受けているものでないとき。

三 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式(前条第三項各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えた場合には、当該書面に記載されている車台番号及び原動機の型式)が申請書に記載されてい車台番号及び原動機の型式と同一でないとき。

四 その他その申請に係る事項に虚偽があると認めるとき。  
(新規登録事項)

第九条 新規登録は、自動車登録ファイルに第七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び新規登録の年月日を登録し、かつ、国土交通省令で定める基準により自動車登録番号を定め、これを自動車登録ファイルに登録することによつて行う。

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、新規登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、申請者に對し、登録事項を通知しなければならない。

(登録事項の通知)

第十二条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣(政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条(次項第三号及び第三項を除く。)において同じ。)又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者(以下この条において「封印取付受託者」という。)の行う封印の取付けを受けなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をするべき場合は、この限りない。

番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

一 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。

二 自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は令で定める様式に適合しなくなつたとき。

三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めめたとき。

四 当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。

五 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したとき(次項のとおり国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したものと/or)は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならぬ。

六 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

七 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

八 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

九 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

十 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

十一 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

十二 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

十三 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

十四 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合には、封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

第十三条 新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

第十四条 國土交通大臣は、前項の申請を受理したときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

第十五条 第十条の規定は、移転登録をしなければならない場合を除き、移転登録をしなければならない。

第十六条 第十一条の規定は、移転登録をした場合について準用する。

第十七条 第十二条の規定は、第一項の申請について準用する。

第十八条 第十三条の規定は、登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、その自動車登録番号を変更するものとする。

第十九条 第十二条の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十条 第十三条の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十一条 第十三条の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十二条 第十三条の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十三条 第十三条の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十四条 第十三条の規定は、第一項の申請について準用する。

一 登録自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めめたとき。

四 第十条の規定は、変更登録をした場合について準用する。

第五条 第二項の登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録がなされた日であることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

第六条 登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

第七条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

第八条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第九条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十一条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十二条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十三条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十四条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十五条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

第十六条 第二項の登録自動車の所有者が正當な理由がないと認められると認めるときは、国土交通大臣は、その定める期間内において、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。

動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消登録証明書を交付するものとする。

- 3 國土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消登録証明書の具備について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。
- 4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消登録証明書を返納しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による届出により輸出抹消登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をする
- 第六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をことができる。
- 2 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知った日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 2 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。
- 3 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、

これらの規定中「登録自動車」とあるのは、  
「二時抹消登録を受けた自動車」と読み替える  
ものとする。

4 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定期間から国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定期出証明書の交付を受けなければならぬ。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

では当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第六項において準用する第十五条の規定による記録をした日から又は第十六条第六項において準用する第十五条の規定による記録をした日から届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第六項において準用する第十五条の規定による記録をした日からの二第三次後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

2 自動車の登録に係る申請書及び添附書類は、当該申請書を受理した日から五年間保存しなければならない。  
(登録事項等証明書等)

**第二十二条** 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第一百二条第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。

3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されており、第一百二条第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。

4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかなとき又は第一項の登録事項等証明書の

交付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足る相当な理由があると認めるとときは、当該請求を拒むことができる。  
**(自動車登録ファイルの登録の回復)**

**第二十三条** 自動車登録ファイルの記録の全部又は一部が滅失した場合における登録の回復に関する事項は、政令で定める。

(自動車登録官)

**第二十四条** 国土交通大臣は、国土交通省の職員のうちから自動車登録官を任命し、本章に規定する登録に関する事務を執行させるものとする。

**2 自動車登録官の任命、服務及び研修について** 必要な事項は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）及びこれに基づく命令によるほか、国土交通省令で定める。

**(独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査)**

**第二十四条の二** 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他的事実の確認をするために必要な調査（以下「この条において「確認調査」という。」）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

**2 機構は、確認調査を行つたときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。**

**3 国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により確認調査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、確認調査を自らも行うこととすることができる。**

**4 国土交通大臣が前項の規定により確認調査を行うこととし、又は同項の規定により行つている確認調査を行わないこととする場合における確認調査の引継ぎに関する所要の事項は、国土交通省令で定める。**

(自動車登録番号標交付代行者)

**第二十五条** 自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行おうとする者は、事業場ごとに、国土交通大臣の指定を受けなければならぬ。

2 前項の指定には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

3 前項の条件又は期限は、第一項の規定により指定を受けた者（以下「自動車登録番号標交付代行者」という。）が行なう自動車登録番号標の交付が適切に行なわれるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車登録番号標交付代行者に不當な義務を課すこととなるならないものでなければならない。

（禁止行為等）

**第二十六条** 自動車登録番号標交付代行者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により自動車登録番号標の交付を受けなければならない者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに自動車登録番号標を交付しないこと。
- 二 前号の者以外の者に自動車登録番号標を交付すること。

国土交通大臣は、自動車登録番号標交付代行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内において期間を定めてその事業の停止を命じ、又はその指定を取り消すことができる。

（自動車登録番号標の交付手数料）

**第二十七条** 自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付につき收受する手数料について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、自動車登録番号標の交付に要する実費を考慮して、これをしなければならない。

3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について、事業場において公衆の見やすさにより掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（標識）

**第二十八条** 自動車登録番号標交付代行者は、事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。自動車登録番号標交付代行者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

**第二十八条の二** この法律に規定するもののほか、自動車登録番号標の管理の方法、事業場における表示すべき事項その他自動車登録番号標の適正な交付の確保のために自動車登録番号標交付代行者の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

2 國土交通大臣は、自動車登録番号標交付代行者が前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないため自動車登録番号標の適正な交付が確保されていないと認めるときは、当該自動車登録番号標交付代行者に対し、自動車登録番号標の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(封印の取付けの委託)

**第二十八条の三** 國土交通大臣は、登録自動車に取り付けた自動車登録番号標への封印の取付けを受けた者について准用する。この場合において、これらの規定中「自動車登録番号標交付代行者」とあるのは、「第二十八条の三」第一項の規定による封印の取付けの委託を受けた者」と、「規定」とあるのは、「第三項及び第五項の規定」と、「自動車登録番号標」とあるのは、「封印」と、「交付」とあるのは「取付け」と読み替えるものとする。

(車台番号等の打刻)

**第二十九条** 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者が自動車の車台番号又は原動機の型式番号を打刻しようとするときは、その様式その他の国土交通省令で定める事項についてあらかじめ国土交通大臣に届け出て、その届け出たところに従い、これをしなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の届出に係る事項が適当でないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(輸入自動車等の打刻の届出)

**第三十条** 自動車又はその部分の輸入を業とする者は、自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入したときは、その都度その車台番号及び原動機の型式その他の国土交通省令で定める事項を輸入の日から二十日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。

前項の者が、その輸入しようとする自動車又は自動車の車台若しくは原動機の車台番号又は原動機の型式に係る前条第二項の国土交通省令で定める事項について、その事実を証明するに足りる当該自動車又は自動車の車台若しくは原動機の製作者の書面を添えて、国土交通大臣に届け出たときは、前項の規定による届出はしなくてよい。

(打刻の塗まつ等の禁止)

**第三十一条** 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。(職権による打刻等)

**第三十二条** 国土交通大臣は、自動車が左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機の型式の打刻を受け、若しくはその打刻を塗まつすべきことを命じ、又は自ら車台番号若しくは原動機の型式の打刻を塗まつし、若しくは打刻をすることができる。

二 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻と類似のものであるとき。

三 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が識別困難なものであるとき。(譲渡証明書等)

**第三十三条** 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

三 車台番号及び原動機の型式

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の譲渡証明書は、譲渡に係る自動車一につき、二通以上交付してはならない。

3 自動車を譲渡する者は、当該自動車に関する既に交付を受けている第一項の譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

4 自動車(国土交通省令で定めるものを除く)を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの)を用いて(以下同じ)により登録情報処理機関に提供することができる。

5 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、同項の自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなす。(臨時運行の許可)

**第三十四条** 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の臨時運行の許可是、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。

(許可基準等)

**第三十五条** 前条の臨時運行の許可是、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

3 前項の許可是、有効期間を附して行う。

4 行政庁は、五日をこえてはならない。

5 前項の有効期間は、五日を超過してはならない。

6 及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。(臨時運行許可番号標表示等の義務)

8 地方運輸局長は、次に掲げる場合においては、第一項の許可を受けた者に対し交付を受けた回送運行許可証等の全部若しくは一部の返納を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

9 地方運輸局長は、前項の規定による命令を受けた者に対しては、六月以内の期間を定めて、回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を行わないものとする。

10 地方運輸局長は、第八項の規定により許可を取り消された者に対しては、その取消しの日から二年を経過する日までの間は、新たな第一項の許可を行わないものとする。(登録識別情報の安全確保)

**第三十六条** 國土交通大臣は、その取り扱う最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

1 地方運輸局長は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるため必要と変更することができる。

2 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるため必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

3 地方運輸局長は、第一項の許可を受けた者に對し、その申請に基づき、必要と認められる数の回送運行許可証を交付するとともに、これに對応する数の回送運行許可番号標を貸与するものとする。

4 行政庁は、回送運行許可証には、交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日、回送の目的並びに回送運行許可番号標を記載しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可の有効期間が満了したときは、次項の規定により許可

を取り消されたときは現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部又は一部を、その日から五日以内に返納しなければならない。

6 地方運輸局長は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内に同項の規定により許可を取り消されたときは同項の規定による命令を受けたときにおける命令を受けたときは、その命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内に返納しなければならない。

7 第一項の規定により許可を受けた者は、当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

8 地方運輸局長は、回送運行許可証に係る回送運行許可番号標を貸与するものとし、その事務に關して知り得た登録識別情報の作成又は管理に關する秘密を漏らしてはならない。

(他の法律の適用除外)

**第三十六条** 登録については、行政手続法(平成五年法律第八十九号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2	自動車登録番号標及びその封印に関する処分並びに登録事項等証明書の交付については、行政手続法第二章の規定は、適用しない。
3	自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
4	自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
	(審査請求期間等の特例)

第三十七条	登録についての審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十五条第六項及び第十八条の規定は、適用しない。
第三十八条	国土交通大臣は、登録についての審査請求が理由があるときは、当該審査請求に係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。
第三十九条	登録の更正に関する事項その他の登録の実施のために必要な事項は、政令で定められた場合について準用する。
第四十条	自動車登録番号標、その封印、譲渡証明書並びに臨時運行及び第三十六条の二第一項の許可に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。(命令への委任)

六	車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の装置)

第四十一条	自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
四十二	原動機及び動力伝達装置
四十三	車輪及び車軸、そりその他の走行装置
四十四	操縦装置
四十五	三輪及び車体
四十六	連結装置
四十七	四輪及び車体
四十八	制動装置
四十九	五輪及び車体
五十	六輪及び車体
五十一	七輪及び車体
五十二	八輪及び車体
五十三	九輪及び車体
五十四	十輪及び車体
五十五	十一輪及び車体
五十六	十二輪及び車体
五十七	十三輪及び車体
五十八	十四輪及び車体
五十九	十五輪及び車体
六十	十六輪及び車体
六十一	十七輪及び車体
六十二	十八輪及び車体
六十三	十九輪及び車体
六十四	二十輪及び車体
六十五	二十一輪及び車体
六十六	二十二輪及び車体
六十七	二十三輪及び車体
六十八	二十四輪及び車体
六十九	二十五輪及び車体
七十	二十六輪及び車体
七十一	二十七輪及び車体
七十二	二十八輪及び車体
七十三	二十九輪及び車体
七十四	三十輪及び車体
七十五	三十一輪及び車体
七十六	三十二輪及び車体
七十七	三十三輪及び車体
七十八	三十四輪及び車体
七十九	三十五輪及び車体
八十	三十六輪及び車体
八十一	三十七輪及び車体
八十二	三十八輪及び車体
八十三	三十九輪及び車体
八十四	四十輪及び車体
八十五	四十一輪及び車体
八十六	四十二輪及び車体
八十七	四十三輪及び車体
八十八	四十四輪及び車体
八十九	四十五輪及び車体
九十	四十六輪及び車体
九十一	四十七輪及び車体
九十二	四十八輪及び車体
九十三	四十九輪及び車体
九十四	五十輪及び車体
九十五	五十一輪及び車体
九十六	五十二輪及び車体
九十七	五十三輪及び車体
九十八	五十四輪及び車体
九十九	五十五輪及び車体
一百	五十六輪及び車体

六	車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の装置)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合
七	最大安定傾斜角度
八	最小回転半径
九	接地部及び接地圧
	(自動車の構造)

六	車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。)に対する割合




<tbl\_r cells="2" ix="4"

おいて同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車(前号に掲げる自家用自動車を除く。)六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

#### (点検整備記録簿)

**第四十九条** 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 点検の年月日  
二 点検の結果  
三 整備の概要  
四 整備を完了した年月日  
五 その他国土交通省令で定める事項

自動車(第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、当該自動車について特定整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置(第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。第九十九条の三第一項第一号において同じ。)を取り外して行う自動車の整備は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造(同号に掲げる行為を除く。)であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定によ

る必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

#### (整備管理者)

**第五十条** 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める自動車の本拠ごとに、自動車の台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する業務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」といいう。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えるなければならない。

**第五十二条** 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも同様である。

(解任命令)  
**第五十三条** 地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

**第五十四条** 地方運輸局長は、自動車(小型特殊自動車を除く。)が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改修、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令書をはり付けなければならない。

3 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令書を破損し、又は汚損してはならず、命令を取り消された後でなければこれを取り除

く。他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わないときは、当該自動車が保安基準に適合しない状態において、当該自動車の使用を停止することができる。

3 地方運輸局長は、前項の処分に係る自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに同一の規定による命令を取り消さなければならぬ。

4 地方運輸局長は、第一項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は耗耗により生ずる状態であつて国土交通省令で定めるものであり、かつ、当該自動車について、点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第四十八条第一項の規定による点検で国土交通省令で定めるものが行われていなことが判明したときは、当該自動車の使用者に対し、当該点検(第一項の規定により整備を命ずる部分に係るもの)を除く。)をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告することができる。

**第五十四条の二** 地方運輸局長は、自動車(小型特殊自動車を除く。)が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改修、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他環境保全上必要な指示をすることができる。

**第五十四条の三** 地方運輸局長は、前条の規定の施行に必要な限度において、自動車又はその部分の改修、装置の取付け又は取り外しその他の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を運行の用に供してはならない。

(報告及び検査)  
**第五十五条** 地方運輸局長は、前項の規定の身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車整備士の技能検定)  
**第五十六条** 国土交通大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車整備士の技能検定を行う。

2 前項の技能検定は、申請者が保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定するこ

とにによって行う。

3 国土交通大臣が申請により指定する自動車整備士の養成施設の課程を修了した者その他一定の資格を有する者については、国土交通省令で定めた規則による。

学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。この場合において、自動車の輸入者又はその輸入する自動車について、自動車の使用者が第一項の規定による試験を受けたときは、国土交通大臣は、該自動車の使用者が第一項の規定による試験を受けたとき、その者について、三年以内の期間を定めて同項の試験を受けさせないことができる。

4 第二項の試験に關し不正の行為があつたときは、国土交通大臣は、該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、三年以内の期間を定めて同項の試験を受けさせないことができる。

5 自動車整備士の技能検定の種類、試験科目、受験手続その他技能検定の実施細目及び第三項の養成施設の指定の実施細目は、国土交通省令で定める。

(自動車車庫に関する勧告)

**第五十六条** 国土交通大臣は、自動車の使用者に対する用に供する自動車車庫に関して、国土交通省令で定める技術上の基準によるべきことを勧告することができる。

(自動車の点検及び整備に関する手引)

**第五十七条** 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようになるため、次に掲げる事項を内容とする手引を作成し、これを公表するものとする。

一 第四十七条の二の第一項及び第二項並びに第48条第一項の規定による点検の実施の方法

(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)

二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法

三 前二号に掲げるもののほか、点検及び整備に關し必要な事項

**第五十七条の二** 自動車の製作を業とする者又は

外國において本邦に輸出される自動車を製作す

ることを業とする者から當該自動車を購入する

ことと契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの(以下「自動車製作者等」という)は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は當該自動車の使用者が点検及び整備(第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。)をする

ものをこれらの方に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行さ

れるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに當たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

**第五章 道路運送車両の検査等**

(自動車の検査及び自動車検査証)

**第五十八条** 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他の国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他の国土交通省令で定める事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録されたカードとする。

3 事務を處理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。

(検査の実施の方法)

**第六十一条** 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十七条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの(以下「二年」という。)は、前条第一項の規定により登録を受けることのない自動車(以下「新規検査」という。)若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、国土交通省令で定める。

3 第五十九条第一項の規定は、前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長については、適用しない。

(継続検査)

**第六十二条** 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 國土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記録して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事

れられるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに當たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

**第五十九条** 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けない検査対象外軽自動車以外の軽自動車(以下「検査対象軽自動車」という。)若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の交付等の申

は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2 新規検査(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るもの)の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならない。

3 國土交通大臣は、新規検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る点検及び整備に関する記録の提示を求めることができる。

4 第七十一条第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

5 國土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるとときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について新規登録をした車両番号を指定しなければならない。

6 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車に係る前項の規定による自動車検査証の交付は、当該自動車について新規登録をした後にしなければならない。

(自動車検査証の有効期間)

**第六十三条** 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十七条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自家用自動車であるもの(以下「二年」という。)は、前条第一項の規定により登録を受けることのない自動車(以下「新規検査」という。)若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、国土交通省令で定める。

3 第五十九条第三項の規定は、継続検査について準用する。

4 次条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けられないけれど、継続検査を受けることができる。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事



基準に適合していないおそれがあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等(当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第六十四条** 国土交通大臣は、前条第一項の規定によりその職員が立入検査を行う場合には、第六十三条の二第六項又は第六十三条の三第五項の規定による技術的な検証のために必要な調査を行わせることができる。

2 機構は、前項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

**第六十五条** 削除  
(自動車検査証の備付け等)

**第六十六条** 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならない。

2 国土交通大臣は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。

一 第六十一条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二 第六十二条第二項(第六十三条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証に有効期間を記録して、これを返付するとき。

3 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4 檢査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。  
5 檢査標章は、当該自動車検査証がその効力を

(自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査)

**第六十七条** 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失つていている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

前項の規定は、行政区画又は土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証記録事項の変更があつた場合については、適用しない。

国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

**第六十八条** 刪除  
(自動車検査証の返納等)

**第六十九条** 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定の際)存したものでなくなつたとき。

四 当該自動車について次条第三項の規定によ  
る届出に基づく輸出予定届出証明書の交付が  
されたとき。

第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項  
の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた  
者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通  
大臣に返納しなければならない。

国土交通大臣は、第五十四条第三項の規定に  
より使用の停止の取消をしたとき又は第五十四  
条の二第六項の規定による自動車の使用の停止  
の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準  
に適合するに至ったときは、返納を受けた自動  
車検査証を返付しなければならない。

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又  
は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を  
運行の用に供することをやめたときは、当該自  
動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車檢  
査証返納証明書の交付を受けることができる。  
(解体等又は輸出に係る届出)

第五十六条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小  
型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)  
の所有者は、当該自動車について前条第一項第  
一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、  
その事由があつた日(当該事由が使用済自動車  
の解体である場合にあつては、解体報告記録が  
なされたことを知つた日)から十五日以内に、  
国土交通省令で定めるところにより、その旨を  
国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済  
自動車の解体に係る前項の規定による届出をす  
る場合について準用する。この場合において、  
これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「  
検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」と  
読み替えるものとする。

3 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(國  
土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、  
その自動車を輸出しようとするときは、当該輸  
出の予定日から国土交通省令で定める期間さ  
かのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、  
国土交通省令で定めるところにより、国土交通  
大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定に  
よる輸出予定届出証明書の交付を受けなければ  
ならない。ただし、その自動車を一時的に輸出

した後に本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて当該届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところによ

4 り、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、前項本文の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定期出証明書を交付するものとする。

6 第十五条の二第三項及び第四項の規定は、検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の輸出に係る第三項本文の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定期出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査フイル又は二輪自動車検査フイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第六十九条の二第四項」と、「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定期出証明書」と読み替えるものとする。

7 国土交通大臣は、前項において準用する第五条の二第四項の規定その他の事由により輸出予定期出証明書の返納を受けたときは、その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査フイル又は二輪自動車検査フイルに記録するものとする。

(準用規定)

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録フイル」とあるのは「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査フイル又は二輪自動車検査フイル」と、同条中「第十六条第二項又は第四項」とあるのは「第六十九条の二第一項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(再交付)

る場合には、その再交付を受けることができる。  
(予備検査)

**第七十一条** 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う予備検査を受けることができる。

国土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 自動車予備検査証の有効期間は、三月とする。

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5 第五十九条第二項及び第三項並びに第六十二条第五項の規定は、前項の交付の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「使用者」とあるのは「所有者」と、「第六十七条第一項の規定による自動車検査証」とあるのは「第七十一条第八項において準用する第六十条第一項の規定による自動車検査証」と読み替えるものとする。

6 第六十一条第一項後段の規定は、第四項の規定により国土交通大臣が自動車検査証を交付する場合について適用があるものとし、同条第二項の規定は、第四項の交付について準用する。

7 第六十三条第二項本文、第三項及び第四項の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、これらの規定並びに同条第三項において準用する第六十二条第一項後段及び第二項の規定中「使用者」とあるのは「所有者」と、「自動車検査証」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替えるものとする。

8 第六十七条の規定は、自動車予備検査証の記載事項について変更があった場合について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは「所有者」とあるのは「自動車予備検査証」と読み替えるものとする。

9 第六十一条第四項及び前条の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは「所有者」と読み替えるものとする。

(限定自動車検査証等)  
**第七十二条の二** 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等に関する事項」という。)がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る)又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。

2 第五十四条第四項の規定は、前項の規定により継続検査の結果限定自動車検査証を交付する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、「当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態」とあるのは「当該自動車が保安基準に適合しないと認める状態」と、「第一項の規定により整備を命ずる部分」とあるのは「当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分」と読み替えるものとする。

3 限定自動車検査証の有効期間は、十五日とする。

4 継続検査の結果限定自動車検査証の交付を受けている自動車を、当該継続検査の申請の際提出された自動車検査証の有効期間内において、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分について整備を行ったため又は継続検査の結果をするため運行の用に供する場合についての第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定については、これららの規定中「自動車検査証」とあるのは「限定自動車検査証」とする。

5 第六条第四項の規定については、その有効期間は、十六条第四項の規定にかかわらず、当該限定自動車検査証の有効期間(継続検査の申請の際提出された自動車検査証の有効期間の残存期間が限定自動車検査証の有効期間より短い場合にあ

つては、当該自動車検査証の有効期間の残存期間)と同一とし、同条第五項の規定にかかわらず、その有効期間内において表示することができる。

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7 第六十一条第四項及び第七十条の規定は、限定自動車検査証について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは、「使用者(予備検査にあつては、所有者)」と読み替えるものとする。

(検査記録)

**第七十二条** 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の検査、第六十九条の二第一項及び第三項の規定による届出並びに自動車検査証及び自動車検査証返納証明書の交付、変更記録、返納及び再交付に関する事項を、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイル(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする。

2 軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルは、国土交通大臣が管理する。  
(軽自動車検査ファイル等の記録の保存)

**第七十二条の二** 自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る前条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルの記録は、第六十九条の二第一項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九条の二第二項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

2 軽自動車検査ファイルの記録は、第六十九条の二第一項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九条の二第二項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

(証明書の交付)

**第七十二条の三** 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第

七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(車両番号標の表示の義務等)

**第七十三条** 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、第六十条第一項後段の規定により指定

を受けた車両番号を記載した車両番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないこと、その他当該車両番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第三十四条から第三十六条の二までの規定は、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十六条の二第二項中「第十九条」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替える。

(自動車検査官)

**第七十四条** 国土交通大臣は、国土交通省の職員のうちから自動車検査官を任命し、この章に規定する自動車(検査対象外軽自動車を含む。)の検査、第五十四条第一項から第三項まで及び第五十四条の二(第三項、第四項及び第七項を除く。)の規定による処分並びに第五十四条第四項(第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する事務を執行させるものとする。

2 第二十四条第二項の規定は、自動車検査官に準用する。  
(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

**第七十四条の二** 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。)を機関に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りではない。

2 機構は、基準適合性審査を行つたときは、遅滞なく、当該基準適合性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、機関が天災その他的事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うこととすることができる。

国土交通大臣は、機関の設備を、基準適合性審査のため必要な限度において、無償で使用することができます。

4 国土交通大臣は、前項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つてはいる基準適合性審査を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 国土交通大臣が第三項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つてはいる基準適合性審査を行わないこととする場合は、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務（第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務（第二百二十二条において「審査用技術情報管理事務」という。）を除く。）であつて軽自動車に係るもの（以下「軽自動車の検査事務」という。）を行わせるものとする。

国土交通大臣は、前項の規定により軽自動車検査協会が天災その他の事由により軽自動車の検査事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、軽自動車の検査事務を自らも行うこととすることができる。

4 第一項の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合又は国土交通大臣が第三項の規定により軽自動車の検査事務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてはいる軽自動車の検査事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合又は国土交通大臣が第三項の規定により軽自動車の検査事務を行ふこととし、若しくは同項の規定により行つてはいる軽自動車の検査事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

7 国土交通大臣は、第三項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととするときは、軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を機構に行わせることができる。

7 機構は、前項の審査を行つたときは、遅延なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

7 第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章（第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二から第六十三条の四まで、第七十一条の二第二項、第七十四条からこの条まで、第七十五条から第七十五条の三まで、第七十五条の五及び第七十五条の六を除く。）の規定を適用する場合においては、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

（継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託）

7 第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務（継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第一百零一条第一項第八号において「特定記録等事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を交付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用する。

**第七十四条の六** **(自動車検査証の変更記録に関する事務の委託)** 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務(変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者(次項及び百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をしないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行なう場合について準用する。

(自動車の指定)

**第七十五条** 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2 前項の規定による指定の申請は、本邦に輸出される自動車について、外国において当該自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を本邦に輸出することを業とするものも行なうことができる。

3 第一項の規定による指定は、申請に係る自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該自動車が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部(同項に規定する特定共通構造部をいう。)の当該指定に係る構造、装置及び性能並びに第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてはならない)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

つてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の規定による指定を受けたもの（第九項において「指定外国製作者等」という。）に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第八項及び第九項第四号において同じ。」を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（国土交通省令で定めるもののを除く。）に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができることとする。

前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該完成検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定（同項の規定による指定に係る部分に限る。）に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するためには必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された自動車について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定による指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。  
二 その型式について指定を受けた自動車が均一性を有するものでなくなつたとき。









備、技術及び管理組織を有しなくなつたと認めるとときは、認定を取り消すことができる。

第一項の認定の種類その他の認定の実施細目は、国土交通省令で定める。

(指定自動車整備事業の指定等)

**第九十四条の二** 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について前条第一項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任して第九十四条の五第一項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

第二項から第四項まで及び第八十条第一項(第二号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同号ロ中「第九十三条の規定による自動車特定整備事業の認証」とあるのは、「第九十四条の八第一項の規定による指定」と、「当該認証」とあるのは、「当該指定」と読み替えるものとする。

第三項の規定の適用については、二以上の自動車特定整備事業の事業場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について国土交通省令で定める要件を備えるときは、当該二以上のことの事業場のそれぞれに所属する自動車の検査の設備とみなすことができる。(設備の維持等)

**第九十四条の三** 前条第一項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第一項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

地方運輸局長は、前条第一項の設備、技術及び管理組織が同項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車検査員)

**第九十四条の四** 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

る者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員については、この限りでない。

自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他に適合する設備、技術及び管理組織を有するものとならない。ただし、同一の指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

これを変更したときも、同様とする。

地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

第五条 前項又は第七十六条の三十二第四項の規定により自動車検査員又は軽自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

(保安基準適合証等)

**第九十四条の五** 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない)を付さなければならない。

第六条 保安基準適合証及び保安基準適合標章には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。

第七条 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない)を受けた自動車(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものに限る。)に係る前項の規定に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に係る前項の規定に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

第八条 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付を依頼するべき自動車については、臨時検査を受けなければならない。

第九条 地方運輸局長は、前条第一項の設備、技術及び管理組織が同項に規定する基準に適合していなければならぬ。

第十条 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付を依頼するべき自動車について、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。

第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。

この場合においては、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

第十一条 第七十二条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

**第九十四条の五の二** 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

第十二条 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

第十三条 前条第一項ただし書き及び第四項前段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

第十四条 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があった場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

第十五条 繼続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条並びに第七十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大

に付けることは、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。

第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。

この場合においては、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、必要事項を照会するものとする。

自動車検査員は、第十六条第一項の申請を受けた自動車が国土交通省令で定めるところにより当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明を受けた自動車が国土交通省令で定めるところにより当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

自動車検査員は、第十六条第一項の申請を受けた自動車が国土交通省令で定めるところにより当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

第十五条 第七十二条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

**第九十四条の五の三** 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

第十六条 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

第十七条 前条第一項ただし書き及び第四項前段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

第十八条 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大

臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

**第五 前条第九項及び第十項の規定は、限定期登録合証の提出について準用する。**

(指定整備記録簿)

**第九十四条の六 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定期保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。**

一 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、

第二項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号

二 点検及び整備並びに検査の概要

三 検査の年月日

四 自動車検査員の氏名

五 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証に関する事項

六 依頼者の氏名又は名称及び住所

七 指定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

(罰則の適用)

**第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。**

(保安基準適合証の交付の停止等)

**第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。**

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 第九十三条第二号又は第三号に該当すると証の交付を命じ、又は指定を取り消すこと。

三 第九十四条の二第二項において準用する第十七条第二項又は第三項の規定による業務の範囲の限定又は指定に付した条件に違反したとき。

四 第九十四条の二第一項において準用する第八十条第一項第二号ハ又はニに掲げる者となつたとき。

五 自動車損害賠償保険法(昭和三十年法律第

九十七号)第九条第七項の規定に違反したと

き。

**第六章の二 登録情報処理機関**

(登録)

**第九十六条の二 第七条第四項の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、第三十一条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項(第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項の届出があつたときは、その指定は、効力を失う。**

**第九十四条の九 第八十二条第一項(同項第四号に係る部分に限る。)及び第二項並びに第八十条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。**

**第九十四条の十 第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証の様式その他の保安基準適合標章及び限定期保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。**

**第九十五条 一般社団法人又は一般財團法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならない。**

**第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。**

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるもの

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

三 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録情報処理機関登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

四 登録情報処理機関は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、その氏名又は名稱、登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号、情報処理業務に関する約款及び料金その他の国土交通省令で定める事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

**第九十六条の四 第九十六条の四の規定により登録を申請した者が電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラムを有するものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。**

**第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。**

**第九十六条の六 登録情報処理機関は、情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならぬ。**

**第九十六条の七 登録情報処理機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により情報処理業務を行わなければならぬ。**

**第九十六条の八 登録情報処理機関は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。**

**第九十六条の九 登録情報処理機関は、情報処理業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、情報処理業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

**第九十六条の十 業務規程には、情報処理業務の実施方法、情**

**第九十六条の十一 業務規程には、情報処理業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。**

**第九十六条の十二 業務規程には、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよう**

するものとみなす。

前条第九項及び第十項の規定は、限定期登録合証の提出について準用する。

(指定整備記録簿)

**第九十四条の六 指定自動車整備事業者が自動車特定整備事業者その他の者の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。**

**第九十六条の六 広報を行うこと。**

**第九十六条の六 前条の法人以外の者は、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いてはならぬ。**



前項において準用する第七十三条第一項の規定により検査対象外軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、国土交通省令で定める。(自動車重量税の不納付による自動車検査証の不交付等)

#### 第九十七条の四 国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)は、第六十一条第一項、第六十二条第二項(第六十三条第三項及び第六十七条规定において準用する場合を含む)又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車検査証の交付又は返付に係る自動車につき課されるべき自動車重量税が納付されていないとき(当該自動車重量税の納付につき、自動車重量税法(昭和四十六年法律第十九号)第十条の三第一項の規定による委託がされているときは除く。)は、当該自動車検査証の交付又は返付をしないものとする。

前項の規定は、前条第一項の規定により地方運輸局長が車両番号を指定する場合について準用する。

#### (不正使用等の禁止)

第九十八条 何人も、行使の目的をもつて、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。

二 自動車登録番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を有する物を製造し、又はこれらの物を使用してはならない。

(保安基準の規定の準用)

第九十九条 第四十条から第四十二条までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上特に重要なものの使用について準用する。(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けていきる自動車又は第九十七条の三第一項の規定によ

り使用の届出を行つてある検査対象外軽自動車(以下「自動車検査証交付済自動車等」という)について、自動車又はその部分の改造、装

置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

#### 第九十九条の三 自動車検査証交付済自動車等について、次に掲げる行為(以下「特定改造等」という)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 自動運行装置その他装置に組み込まれたプログラム等(プログラムその他電子計算機による処理の用に供する情報をいう。以下同じ。)の改変による自動車の改造であつて当該改変のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものとして国土交通省令で定めるものを電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法によりする

行為

二 前号に規定する改変をさせる目的をもつて、電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法により自動車の使用者その他の者に対し当該改変のためのプログラム等を提供する行為

他

の国土交通省令で定める方法によりする

行為

二 前号に規定する改変をさせる目的をもつて、電気通信回線を使用する方法その他の国土

交通省令で定める方法により自動車の使用

が、保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を

使用してはならない。

二 何人も、行使の目的をもつて、自動車登録番

号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安

基準適合標章に紛らわしい外観を有する物を製

造し、又はこれらの物を使用してはならない。

(保安基準の規定の準用)

第九十九条 第四十条から第四十二条までの規定

は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全

上特に重要なものの使用について準用する。

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規

定により有効な自動車検査証の交付を受けていきる自動車又は第九十七条の三第一項の規定によ

り、能力及び体制が第三項第一号の国土交通省令で定める基準に適合せず、又は第一項の許可を受けた者が特定改造等に関し前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないと認めるとき

は、当該者に対し、その能力及び体制を基準に適合させるため、又は特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命令することができる。

#### 第九十九条の三 指定を受けた者(特定記録等事務代行者)

国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者(特定記録等事務代行者)

は、これにに基づく处分に違反したときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれにに基づく処分に違反したときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

二 第二項において準用する第七十八条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとされたりの他の手段により第一項の許可を受けたとき。

三 偽りその他不正の手段により第一項の許可を受けたとき。

四 第二項の許可に關する事務のうち、次に掲げるものを機構に行わせるものとする。

五 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

六 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

七 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

八 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

九 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十一 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十二 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十三 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十四 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十五 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十六 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十七 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十八 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

十九 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十一 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十二 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十三 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十四 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

二十五 第二項の許可に付した条件に違反したとき。

三 引取業者

四 第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けた者

五 第二十九条第二項又は第三十条の規定により届出をした者

六 第三十六条の二第一項の許可を受けた者

七 第五十五条第三項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者

八 特定記録等事務代行者

九 特定変更記録事務代行者

十 第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

十一 第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

十二 第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

十三 自動車特定整備事業者

十四 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

十五 指定自動車整備事業者

十六 登録情報処理機関

十七 登録情報提供機関

十八 情報管理センター

十九 第九十九条の三第一項の許可を受けた者

二十 当該職員は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

二十一 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二十二 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十三 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十四 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十五 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十六 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十七 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十八 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十九 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十一 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十二 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三 引取業者

四 第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けた者

五 第二十九条第二項又は第三十条の規定により届出をした者

六 第三十六条の二第一項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者

七 第五十五条第三項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

八 特定記録等事務代行者

九 特定変更記録事務代行者

十 第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

十一 第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

十二 第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

十三 自動車特定整備事業者

十四 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

十五 指定自動車整備事業者

十六 登録情報処理機関

十七 登録情報提供機関

十八 情報管理センター

十九 第九十九条の三第一項の許可を受けた者

二十 当該職員は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

二十一 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二十二 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十三 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十四 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十五 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十六 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十七 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十八 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

二十九 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十一 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

三十二 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。



二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項（第七十七条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条第四項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十一条第一項若しくは第七十二条の二第一項の規定による許可その他の処分を受けた者）、第二十九条第一項、第三十一条、第九十四条第五项（第九十四条の五の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項（第七十一条第二項の規定による業務の範囲の限界に違反した者）、第九十四条の五第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに保安基準適合証又は保安基準適合標章を交付した者）、第九十四条の五の二第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに限定保安基準適合証を交付した者）、第九十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第七十一条第二項の規定による業務の範囲の限界に違反した者）、第九十四条の五第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の処分に違反した者）、第九十六条の十三（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務又は情報提供業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関又は登録情報提供機関の役員又は職員）、百八条（次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。）、一、第四条、第十一条第五項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十五条第六項、第三十六条、第二十六条の二第七項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第五十八条第一項、第六十条第一項又は第九十九条の二の規定に違反した者）、二、第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定による処分に違反した者

五百十円以下の罰金に処する。

第二項において準用する場合を含む。) 第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第一項による命令に違反した者) 第二項第四項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二(第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)又は第九十八条第三項の規定に違反した者又は第九十八条第三項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

五 第十五条の二第一項本文の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をして輸出した者

四 第二十五条第一項の規定による指定を受けないで自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行つた者

五 第二十六条第二項、第九十三条又は第九十九条の三第七項の規定による命令に違反した者

六 第二十八条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

七 第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

八 第五十七条の二第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

九 第六十六条第一項(第七十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、自動車検査証若しくは限定自動車検査証を備え付けて、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者

十 第七十五条第七項、第七十五条の二第四項又は第七十五条の三第五項の規定による命令に違反した者

十一 第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を經營した者

十二 第七十八条第一項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

十三 第九十二条又は第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者

十四 第九十九条の三第一項の規定に違反して、特定改造等をした者(同項第二号の規定による提供をした者にあつては、当該違反により当該提供を受けた者が自動車検査証交付済自動車等について、当該違反に係るブログラム等の改変による自動車の改造をした場合

十五 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者

三百六十円以下の罰金に処する。

第一 第二十六条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十三条、第五十条、第六十三条第二項（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第五項、第六十七条第一項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）、第七十四条の五第二項、第七十四条の六第二項、第七十五条の四第二項若しくは第三項、第七十六条の六第二項、第八十九条第二項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）、第七十九一条第一項から第三項まで、第九十四条第三項、第九十四条の四第一項、第九十四条の六、第九十六条、第九十七条の三第一項又は第九十九条において準用する第四十条、第四十一条第一項若しくは第四十二条の規定に違反した者

二 第二十七条第一項の規定による認可を受けないで手数料を收受した者

三 第十六条第二項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条（第九十四条の九において準用する場合を含む。）、第八十二条第二項（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）、第九十四条の九（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）又は第一百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 第十五条の二第一項（ただし書第十六条第四項又は第六十九条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

五 第三十三条第一項、第九十一条第一項又は第九十四条の六第一項の規定による譲渡証明書等に虚偽の記載をした者

六 第三十九条、第七十六条及び第九十七条の三第三項の規定に基づく命令の規定に違反した者

七 第二十九条第三項、第五十三条、第六十七条第三項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の四第四項

八 第七十六条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第百六条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第百六条の四（二億円以下）の罰金刑

二 第百七条から前条まで（同条第一項第八号及び同条第二項を除く。）各本条の罰金刑

第三項、第二十八条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

次条の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五章の二の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合における政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第九十六条の二十七第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第七十六条の七第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第九十六条の二十七第一項に規定する業務

に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十九条の十第二項各号（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

**附 則** この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、第五条並びに第九十七条第一項及び第三項（同条第一項の準用に係る部分に限る。）の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

**附 則** （昭和二七年四月二八日法律第一〇二号）抄 この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**附 則** （昭和二七年六月一〇日法律第一八一号）抄 この法律は、新法施行の日から施行する。

**附 則** （昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

**附 則** （昭和二八年九月一一日法律第二五九号）抄 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** （昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄 （施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

**附 則** （昭和二九年五月一五日法律第九七号）抄 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

この法律の施行の際現に道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械については、その登録がある間は、なお、従前の例によることとする。

国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条规定による輸出抹消登録又は同法第十六条の規定による申請に基づく一時抹消登録をするま

では、第四条の規定による打刻をすることができない。

#### 附 則 （昭和三〇年六月二八日法律第二六号）

この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

#### 附 則 （昭和三三年四月五日法律第五四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 （昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

#### 附 則 （昭和三七年五月四日法律第一〇六号）抄

（施行期日） この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中道路運送車両法第七十六条、第九十八条及び第一百六条の改正規定、同法に第一百六条の二を加える改正規定並びに同法第一百九条第一号の改正規定、第二条の規定中自動車損害賠償保障法に第二十条の二を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

#### 附 則

（道路運送車両法の改正に伴う経過措置）

（施行期日）

前項の自動車に係る改正後の道路運送車両法第十二条、第十七条及び第三十三条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、前項の期間内は、なお従前の例による。

#### 附 則

（昭和二九年五月一五日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一五日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

#### 附 則

（昭和二九年五月一三日法律第九五号）抄

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定めることとする。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法による審査の請求、異議の申立てその他他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされることは行政不服審査法による不服申立てをすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないなかつたものについて、行政不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行前にして必要な経過措置は、政令で定める。

9 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
(経過規定)

**第二条** この法律の施行前に改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により申請された登録換えについては、なお従前の例による。

**第三条** 前項の規定により閉鎖した自動車登録原簿は、その閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

この法律の施行前に旧法第十四条第七項の規定により閉鎖した自動車登録原簿の保存については、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行の際現に乗車定員十人以下の車両総重量八トン以上の自家用自動車を使用する者であつて第五十条第一項の規定の改正により新たに五兩以上九兩以下の自動車の使用の本拠につき整備管理者を選任しなければならなくなつたものは、この法律の施行の日から一年間は、改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第五十一条第一項各号の一に該当しない者を当該使用的本拠における整備管理者に選任することができる。

**第五条** この法律の施行前にした旧法の規定による自動車分解整備事業の認証は、運輸省令で定めるところにより、新法の規定に基づいてしたものとみなす。その認証の申請についても、同様とする。

**第六条** この法律の施行に軽自動車分解整備事業に相当する事業を經營している者は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、軽自動車分解整備事業の認証を受けたものとみなす。その者が、その後の期間内に新法第七十八条第一項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

**第七条** 前項の規定により軽自動車分解整備事業の認証を受けた者とみなされたものは、この法律の施行の日から一年間は、新法第八十六条第一項各号の一に該当しない者を検査主任者に選任することができる。

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年八月一日法律第六八号）抄

**第一条** この法律中、第一条、次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

**第二条** 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の道路運送車両法（以下この条において「旧法」という。）第十一條第二項の規定により封印の取りつけの委託をしている場合における当該委託は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条において「新法」という。）第二十八条の三第一項の規定による封印の取りつけの委託とみなす。

**第三条** 第一条の規定の施行前に旧法第六十三条第三項の規定による検査を行なうため同条第一項の規定により期間が公示され、又は通知された場合において、当該期間が第一条の規定の施行後にわたるときにおいても、当該検査については、なお従前の例による。

**第四条** 第一条の規定の施行前に旧法第七十一条第四項の規定により交付された自動車予備検査証の有効期間については、なお従前の例による。

**第五条** 第一条の規定の施行の際現に旧法第八十六条第一項各号の一に該当し、かつ、検査主任者に選任されている者で、第一条の規定の施行前に旧法第八十七条の規定による届出があつたものは、新法第八十六条第一項の運輸省令で定める要件を備える者でない場合においても、第一条の規定の施行後引き続き当該事業場の検査主任者に選任されている者は、新法第八十六条第一項の運輸省令で定める要件を備える者とみなす。  
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第一条の規定の施行前に旧法の規定により交付された検認票、新規登録用謄本、自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章及び自動車予備検査証は、それぞれ新法の規定により交付された検認票、まつ消登録證明書、自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章及び自動車予備検査証とみなす。

第二条の規定の施行前に自動車登録原簿にした登録（他の法令の規定によつてしたもの）を含む。）は、自動車登録ファイルにした登録とみなす。

運輸大臣は、政令で定める日までは、政令で定めるところにより、自動車登録原簿を設け、これに自動車の登録をすることができる。

国土交通大臣は、当分の間、他の法令の規定により自動車登録ファイルに登録すべき事項について、政令で定めるとところにより、自動車登録原簿を設け、これに登録することができる。

前二項の規定により自動車登録原簿にした登録は、新法及び他の法令の規定の適用について、自動車登録ファイルにした登録とみなす。

国土交通大臣は、政令で定めるとところにより、旧法並びに第四項及び第五項の規定により設けた自動車登録原簿に登録された事項を自動車登録ファイルに移し替えることができる。

運輸大臣は、政令で定める日までは、政令で定めるところにより、自動車検査記録簿を備え、これに新法第七十二条に規定する事項を記録することができる。

前各項に定めるものほか第二条の規定の施行に関して必要となる経過措置並びに第四項、第五項及び前二項の規定の施行に伴い必要と認められる権限の委任その他の措置は、政令で定めることによる。

（罰則に関する経過措置）

**第六条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第二項の規定により従前の例によることとされる検査に係る第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前並びに同法第三十条、第三十二条、第三十三条

（施行期日）

**附 則** （昭和四五年五月二〇日法律第八〇号） 抄





いて準用する旧法第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をし、かつ、旧法第四十九条第一項の規定により同項の定期点検整備記録簿に記載をしたとき又は旧法第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施し、かつ、旧法第九十条の規定による検査をしたときは、この限りでない。

**第三条** 旧法第四十九条第一項の定期点検整備記録簿の保存については、なお従前の例による。

**第四条** 旧法第六十三条第一項の規定によりされた公示であつて同項の規定により定められた期間の末日が施行日以後の日であるものに係る自動車であつて、当該公示があつた日以後施行日の前日までに旧法第六十四条第一項の規定による分解整備検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、新法第六十三条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

**第五条** この法律の施行前に受けた旧法第六十四条の規定による分解整備検査の結果、自動車検査証の返付を受けることができなかつた自動車についての検査標章の表示については、新法第六十六条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第六条** この法律の施行前に旧法第八十八条の規定による命令により検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、新法第七十六条の三十二第五項及び第九十四条の四五第五項の規定にかかるらず、軽自動車検査員及び自動車検査員となることができない。(罰則に關する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成一〇年六月一二日法律第一〇二号抄)

(施行期日)

(平成一一年五月一四日法律第四二二号抄)

(施行期日)

(平成一一年五月一四日法律第四二二号抄)

(施行期日)

号 附 則（平成二年六月四日法律第六六

附則（平成一年六月四日法律第六六一  
号）

第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施し、かつ、旧法第九十条の規定による検査をしたときは、この限りでない。

**第三条** 旧法第四十九条第一項の定期点検整備記録簿の保存については、なお従前の例による。

**第四条** 旧法第六十三条第一項の規定によりされると公示せらるて同項の規定により定められし期間

が公示されておりて同項の規定により定められた期間の末日が施行日以後の日であるものに係る自動車であつて、当該公示があつた日以後施行日の前日までに旧法第六十四条第一項の規定によ

る分解整備検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、新法第六十三条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

**第五条** この法律の施行前に受けた旧法第六十四条の規定による分解整備検査の結果、自動車検査証の返付を受けることができなかつた自動車

についての検査標章の表示については、新法第六十六条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第六条** この法律の施行前に旧法第八十八条の規定による命令により検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、新法

第七十六条の三十二第五項及び第九十四条の四第五項の規定にかかるわらず、軽自動車検査員及び自動車検査員となることができない。

**第七条** (罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法典の施行後にしてした行為

本件の場合は、この法律の施行前に既に実行された行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 二〇〇〇年五月一二日法律第一〇二号抄

第三章  
行する。  
附 則 (平成一九年五月一四日法律第四  
三号) 抄

**第一条** この法律は、行政機関の保有する情報の  
公開に関する法律（昭和一二三法律第四二二  
年六月二日施行）（以下「本法」といふ）

から施行する。  
号。以下「情報公開法」という。)の施行の日

の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から二十五まで 略

則の適用については、なお従前の例による。  
**附則**（平成二年一二月二二日法律第  
一六〇号）抄

(施行期日)  
**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、この法律の規定による改正後の税法の施行日は、この法律の施行日から起算して二年以内のうちに定むる。

す  
第  
一  
第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する日から施行する。）

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

よ  
第千三百四十四条の規定 公布の日  
附 則（平成二年二月二日法律第  
二〇七号）抄

（施行期日）

は、同日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

い及と  
第  
条  
(施行期日)  
二二八号抄  
明令並用  
二年二月二日施行第  
この法律は、平成十三年一月六日から施

第一編 第二章 第二節 第二款  
及 行政の執行並に監督の方法  
行する。ただし、附則第八条及び第九条の規定  
は、同日から起算して一年九月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年二月二日法律第  
二〇号）抄

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。  
(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

二年  
一月一日  
施行期日

（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。











